

○筑前町学童保育所条例

平成29年 9 月19日 条例第11号

改正

令和 4 年 9 月19日 条例第11号

令和 5 年 3 月20日 条例第 6 号

筑前町学童保育所条例

(設置)

第1条 町内の小学校に就学している児童であつて、その保護者が就労等により保育を必要とするものに対し、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行う施設として、学童保育所を設置する。

(名称及び位置)

第2条 学童保育所の名称及び位置は、別表のとおりとする。ただし、町長が一時的に必要と認める場合は、この限りでない。

(対象児童)

第3条 学童保育所に入所できる者は、町内の小学校に在籍する児童で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 保護者の就労、入院等により、放課後等に留守を常態とする家庭環境にある者
- (2) 保護者が昼間に居宅内での就労等（家事を除く。）に専念することを常態とし、かつ、児童の健全な育成上保育が必要と認められる家庭環境にある者
- (3) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認める家庭環境にある者

(開所時間)

第4条 学童保育所の開所時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間とする。ただし、町長が必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) 月曜日から金曜日まで（町立小学校の休業日を除く。） 町立小学校の授業の終了時間から18時30分まで
- (2) 町立小学校の休業日 7時30分から18時30分まで

(休業日)

第5条 学童保育所の休業日は、次のとおりとする。ただし、町長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年1月3日まで（前号に掲げる日を除く。）

(入所の承認)

第6条 学童保育所に入所させようとする児童の保護者は、町長に入所の申請を行い、承認を受けなければならない。

2 夏季休業期間のみ入所させようとする場合は、通年の入所状況等を考慮し、承認

するものとする。

(入所の取消)

第7条 町長は、入所している児童が次の各号のいずれかに該当するときは、当該児童の入所の承認を取り消すことができる。

- (1) 第3条各号に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (2) 入所の承認を受けたときの申請内容に偽りがあったとき。
- (3) その他学童保育所の集団生活に支障があるとき。

(保育料)

第8条 第6条の規定により入所の承認を受けた児童（以下「入所児童」という。）の保護者は、学童保育所の利用に係る料金（以下「保育料」という。）を支払わなければならない。この場合において、入所児童が月の途中で入退所するときも、当該入退所月の保育料を支払わなければならないものとする。

- 2 保育料の額は、入所児童1人につき月額5,000円とする。
- 3 前項の規定に関わらず、同一世帯において複数の児童を同時に入所させる場合の入所児童2人目以降の保育料の額は、月額3,000円とする。
- 4 第6条第2項の規定による夏季休業期間のみの入所に係る保育料の額は、入所児童1人につき10,000円とする。

(保育料の減免)

第9条 町長は、入所児童の保護者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該保護者の申請に基づき当該各号に定める保育料を減免することができる。ただし、第6条第2項の規定により夏季休業期間のみの入所児童の保護者は、この限りでない。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定により保護を受けている場合 月額2,000円
- (2) 町民税非課税世帯に属する場合 月額2,000円
- (3) 月の初日から月末まで休所する場合（前月末までにその旨の届出をした場合に限る。） 月額2,500円
- (4) 災害その他やむを得ない理由により保育料を負担することが困難と認められる場合 町長が必要と認める額

(管理運営)

第10条 町長は、適当と認める者に学童保育所の管理運営を委託することができる。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和4年9月19日条例第11号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月20日条例第6号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

名称	位置
学童保育所みわっ子SUN ² クラブ	筑前町新町400番地
学童保育所のびのびクラブ	筑前町東小田436番地 1
学童保育所すくすくクラブ	筑前町砥上2059番地
学童保育所みなみにこにこクラブ	筑前町三並1354番地